# 第52回

# 定時株主総会招集ご通知

#### 開催日時

2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

#### 開催場所

沖縄県那覇市旭町114番地4 おきでん那覇ビル (おきでんふれあいホール)

#### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件

# ライブ配信のご案内

- 当日は株主総会の模様を<u>ライブ配信でご視聴いただけます。</u>詳しくは、同封のチラシ「株主総会ライブ配信のご案内」をご参照ください。
- ※ライブ配信のご視聴では、<u>ご質問や議決権の</u> **行使はできません**のでご留意ください。
- 議決権は、郵送またはインターネット等により事前に行使することができます。

#### 議決権行使期限

2024年6月26日 (水曜日) 午後5時まで



(証券コード:9511)

証券コード 9511 2024年6月5日 (電子提供措置の開始日2024年5月31日)

株主各位

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号 沖縄電力株式会社 代表取締役会長 大 嶺 滿

# 第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

#### 当社ウェブサイト

https://www.okiden.co.jp/ir/share/shr\_meeting.html



また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトにアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に『沖縄電力』または「コード」に『9511』(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

#### 東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



以下のいずれかの方法によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

#### 〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日(水曜日) 午後5時までに到着するようご返送ください。

#### 〔インターネット等による議決権行使の場合〕

4ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2024年6月26日 (水曜日)午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

- 1. 目 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 沖縄県那覇市旭町114番地 4 おきでん那覇ビル (おきでんふれあいホール)
- 3. 目的事項

報告事項 1. 第52期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算 書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第52期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

#### 4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項等

- (1) 議決権行使書用紙による方法とインターネットにより重複して議決権を行使した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (2) インターネットで複数回数、議決権を行使した場合は、最後の行使を有効なものとさせていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4) 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上 げます。なお、株主ではない代理人や同伴の方など、本総会における議決権をお持ちでない方はご入場いただ けません(お体の不自由な株主さまの同伴の方を除きます)ので、ご注意ください。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ・電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求された株主さまへ交付する書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、監査役および会計監査人は、上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

# 議決権の事前行使についてのご案内

議決権は、郵送またはインターネット等により事前行使することができますので、ご利用ください。

# 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2024年6月26日 (水曜日) 午後5時到着分まで

# インターネット等で議決権を行使される場合



4ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」 をご参照のうえ、行使期限までに議案に対する賛否をご入 力ください。

行使期限 2024年6月26日 (水曜日) 午後5時まで

# インターネット等による議決権行使のご案内

※同封のチラシもご参照ください

**パソコン**の場合 (ログインID・仮パスワードを入力する方法)

**1.**議決権行使サイトへアクセス してください

議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/

2. 議決権行使書副票(右側)に記載された 「ログインID」・「仮パスワード」 を入力し、「ログイン」してください

3.画面の案内に従って賛否を入力してください

スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法)

 議決権行使書副票(右側)に記載された 「ログイン用QRコード」 を読み取ってください



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2.画面の案内に従って賛否を入力してください

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法な どがご不明な場合は、右記にお問い合わ せください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICIの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、2022年度の大幅赤字に伴い財務基盤が大きく毀損したことから、その回復に注力するリカバリー期間(~2025年度)を設定いたしました。同期間においては、継続的に配当を実施するとともに、段階的に配当水準を引き上げ、同期間終了後に従来の配当水準に戻すことを目指しております。

この考え方に基づき、期末配当につきましては、毀損した財務基盤の回復と株主還元のバランスを勘案して、中間配当金と同様に、1株につき5円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- 1. 配当財産の種類 金銭
- 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
   当社普通株式1株につき金5円 総額272,049,985円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月28日

#### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役恩川英樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

# 恩川 英樹

(1961年7月13日生)

再 任

男性



略歴、当社における地位

1985年 4月 当社入社

2008年6月 当社経理部長

2011年 6 月 当社取締役経理部長

2015年6月 当社常務取締役

2019年6月 当社常任監査役(現在に至る)

#### 取締役会および監査役会への出席状況

取締役会 20回 / 20回 (100%) 監査役会 7回 / 7回 (100%)

所有する当社 の株式の数 37,004株 **重要な兼職の状況** なし

#### 【監査役候補者とした理由】

恩川英樹氏は、経理部門の重要な役職を歴任し、2015年には当社常務取締役として経理部門を担当するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、人格、識見ともに高く、中立的・客観的な視点から監査を行っており、経営の健全性確保への貢献が期待できることから、監査役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります)。候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

#### 【取締役・監査役が有する専門性および経験】

第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役会および監査役会の構成は以下のとおりとなります。

/13 2	V NOVER C	が未進り手配門	<i>/</i> (	<u></u>	~~ · · · · · ·	<u></u>	> 111/2/11/01/27	1 -> - 10	<i>,</i> <u> </u>	, ,
氏	名	役    職	企業経営・ 経営戦略	法務・リスク管理	財務・会計	技術・開発	販売戦略・ マーケティ ング	DX·IT	ESG	国際性・ 地域振興・ 学術研究
大 嶺	滿	代表取締役会長	•	•	•				•	•
本永	浩之	代表取締役社長社 長執行役員	•	•	•		•		•	
成底	勇 人	代表取締役副社長 副 社 長 執 行 役 員	•	•	•		•		•	
横田	哲	代表取締役副社長 副 社 長 執 行 役 員	•	•		•		•	•	
上間	淳	取 締 役 常務執行役員	•		•			•		•
仲村	直将	取 締 役 常務執行役員	•		•				•	•
仲 程	拓	取 締 役 常務執行役員	•			•		•	•	
与 儀	達樹	社 外 取 締 役	•	•			•			
野 崎	聖子	社 外 取 締 役	•	•						•
長峯	豊之	社 外 取 締 役	•	•						•
玉城	絵美	社 外 取 締 役	•			•				•
恩 川	英樹	常任監査役	•	•	•					
古荘	みわ	社 外 監 査 役		•	•					•
菅	隆志	社 外 監 査 役	•				•	•		
神谷	繁	社 外 監 査 役	•		•		•			

※対象者の専門性・経験の全てをあらわすものではありません。

#### 【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】

取締役会全体として知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、以下の基準に基づき、取締役・監査役候補の指名を行っております。

なお、候補者の指名に当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬委員会の助言・提 言を踏まえ、取締役会において決定することとしております。

#### < 社内取締役候補者の選仟基準>

- (1) 経営理念等に基づき、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資することができる人材
- (2) 株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有している人材
- (3) 取締役としての職務と責任を全うできる人材
- (4) 職務を遂行するための豊富な専門分野に関する知見を有している人材
- (5) 人格、識見ともに高く、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できる人材
- (6) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす人材

#### < 社外取締役候補者の選仟基準>

- (1) 株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有している人材
- (2) 多様かつ客観的な考え方・価値観に基づき、積極的に意見を述べる事ができる人材
- (3) 取締役としての職務と責任を全うするために必要となる時間・労力を確保できる人材
- (4) 人格、識見ともに高く、専門分野における豊富な経験から様々なアドバイス、意見が期待できる人材
- (5) 当社の定める「社外役員の独立性に関する基準 | を満たしている人材
- (6) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす人材

#### <計内監査役候補者の選仟基準>

- (1) 当社事業に深い関心を持ち、人格、識見ともに高く、中立的・客観的な立場から適切に監査を行うことで、経営の健全性確保への貢献が期待できる人材
- (2) 適切な経験・能力および財務・会計・法務等に関する必要な知識を有している人材
- (3) 監査役としての職務と責任を全うできる人材
- (4) 法令上求められる監査役としての適格要件を満たす人材

#### < 社外監査役候補者の選仟基準>

- (1) 当社事業に深い関心を持ち、人格、識見ともに高く、中立的・客観的な立場から適切に監査を行うことで、経営の健全性確保への貢献が期待できる人材
- (2)適切な経験・能力および財務・会計・法務等に関する必要な知識を有している人材
- (3) 監査役としての職務と責任を全うするために必要となる時間・労力を確保できる人材
- (4) 当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしている人材
- (5) 法令上求められる監査役としての適格要件を満たす人材

また、代表取締役および役付取締役の解任に当たっては、下記の解任基準に基づき、人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会において決定することとしております。

#### <代表取締役および役付取締役の解任基準>

- (1) 重大な法令違反等があった場合または職務の執行において不正・不当な行為があった場合
- (2) 任務遂行に困難な事情が生じた場合
- (3) 職務遂行の過程および成果が著しく不十分である場合
- (4) 選任基準を明らかに満たしていない事情が生じた場合

#### 【社外役員の独立性に関する基準】

当社の社外取締役、社外監査役が独立性を有すると判断するためには、当該社外取締役または社外監査 役が以下のいずれにも該当しないことを必要とする。

- 1. 当社を主要な取引先とする者※1またはその業務執行者
- 2. 当社の主要な取引先※2またはその業務執行者
- 3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている※3コンサルタント、会計専門家または 法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をい う。)
- 4. 最近1年間において、1から3までのいずれかに該当していた者
- 5. 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者(重要でないものを除く。)の配偶者または二親等内の親族
  - (1) 1から4までに掲げる者
  - (2) 当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては業務執行者でない取締役を含む。)
  - (3) 最近1年間において、(2)または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者
- ※1:「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、当該取引先の年間連結総売上高の 2%以上の支払いを、当社および子会社から受けた者のことをいう。
- ※2:「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社に行った者のことをいう。
- ※3:「多額の金銭その他の財産を得ている」とは、過去3事業年度平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の財産を当社および子会社から得ている場合をいう。

# 事業報告

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

#### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

2023年度のわが国経済は、経済正常化が大幅に進み、個人消費の動きが活発化したことにより、回復の動きが見られました。

沖縄県経済におきましても、人流回復に伴う需要の増加により、個人消費関連や観光関連の回復が顕著となり、緩やかに拡大する動きとなりました。

このような状況の中で、当連結会計年度の収支につきましては、売上高(営業収益)は、前年度に比べ128億76百万円増(5.8%増)の2.363億94百万円となりました。

営業費用は前年度に比べ390億11百万円減(14.3%減)の2,329億12百万円となりました。 この結果、営業利益は前年度に比べ518億88百万円増の34億81百万円となりました。

また、経常利益は513億67百万円増の25億68百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は478億48百万円増の23億91百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### [電気事業]

2023年度の販売電力量は、電灯については、節電影響や他事業者への契約切り替えなどによる需要減により前年度を下回りました。電力については、節電影響や産業用における需要減があったものの、業務用において他事業者から当社への契約切り替えや、新型コロナウイルスの影響からの回復による需要増により前年度並みとなりました。

この結果、電灯と電力の販売電力量合計は、前年度に比べ1.5%減の69億65百万kWhとなりました。

供給力につきましては、具志川火力発電所における石炭揚炭設備の損壊等の設備不具合が発生したものの、他の発電所の順調な運用により、概ね安定した電力供給ができました。

収支につきましては、電気料金改定などにより、売上高は前年度に比べ122億26百万円 増(5.7%増)の2,256億9百万円となりました。

一方、営業費用は、具志川火力発電所の石炭揚炭設備損壊に伴う固定資産除却費の増加はあるものの、燃料費や他社購入電力料の減少などがあり、前年度に比べ393億84百万円減(14.9%減)の2,245億81百万円となりました。

この結果、営業利益は516億10百万円増の10億27百万円となりました。

#### [建設業]

建設業の収支につきましては、民間工事の減少があるものの、グループ内向け工事の増加などにより、売上高は前年度に比べ4億17百万円増(1.7%増)の246億17百万円、営業費用は前年度に比べ6億9百万円増(2.7%増)の236億9百万円となりました。

この結果、営業利益は1億92百万円減(16.1%減)の10億8百万円となりました。

#### [その他]

その他の収支につきましては、グループ内向け工事の増加や、エネルギーサービスプロバイダ事業(ESP事業)の増加などにより、売上高は前年度に比べ28億84百万円増(9.0%増)の348億77百万円、営業費用は前年度に比べ22億77百万円増(7.5%増)の326億66百万円となりました。

この結果、営業利益は6億7百万円増(37.9%増)の22億11百万円となりました。

#### (2) 対処すべき課題

当社グループは、グループの目指すべき姿として、「総合エネルギー事業をコアとして、 ビジネス・生活サポートを通して新しい価値の創造を目指し、地域に生き、共に発展する 一体感のある企業グループとして、持続可能な社会の実現に貢献」することを掲げており ます。

2024年度は、中期経営計画に基づく様々な取り組みを加速させ、業績のV字回復を目指すとともに、カーボンニュートラルへの挑戦、人財戦略の推進などの取り組みを着実に進めてまいります。

#### [財務基盤の回復と中期経営計画の取り組みの加速]

2022年に「おきでんグループ 中期経営計画2025」を策定し、目指すべき姿の実現、財務目標の達成に向けて、「トップラインの拡大」、「攻めの効率化」、「カーボンニュートラルへの挑戦」を推進し、エネルギープラス $\alpha$ の新たな価値の提供に取り組んでおります。

このような中、ウクライナ情勢に伴う資源価格の高騰などにより、2022年度は、直近10年分の利益に相当する損失を計上することとなり、2023年度には、43年ぶりの規制料金値上げを行いました。今後は、財務基盤の回復に注力するリカバリー期間(~2025年度)において、毀損した財務基盤の回復および資本収益性の向上などに取り組み、自己資本比率25%を目指してまいります。

-11 -

#### [カーボンニュートラルへの挑戦]

2050年のカーボンニュートラル達成に向けては、『沖縄電力CO₂排出ネットゼロロードマップ』に基づき、「沖縄エリアのジャスト・トランジション(公正な移行)※」を進めてまいります。非常に厳しいチャレンジですが、沖縄エリアの特殊性を踏まえつつ、電力の安定供給を大前提に「再エネ主力化」および「火力電源のCO₂排出削減」の2つの方向性に基づく施策を推進し、電化促進と合わせて沖縄のカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

※国一律の目標値ではなく、再生可能エネルギー等のゼロエミッション電源が限られる沖縄エリアの特殊性を踏まえた、地域経済へ大きな影響を与えることのない独自の道筋のこと。

#### [人財戦略の推進]

2023年11月に新たに策定した「人財戦略」では、社員が安心してイキイキと働ける環境のもと、多様な人財一人ひとりが「自身のありたい姿」に向かって自分らしくその能力を伸ばしながら挑戦し、組織としてその力を最大限発揮できる施策を展開してまいります。

また、従業員の健康は経営の根幹であり、会社にとってかけがえのない貴重な財産と位置づけ、代表取締役社長を最高責任者とした健康経営推進体制を構築しております。従業員が心身ともに健康で意欲と夢をもって働くことで、個々の生活や仕事の質を高め、企業生産性や価値向上に繋げることを目的に、各種施策を通じて健康経営の推進に取り組んでおります。

社員という個、会社という組織、そして環境のそれぞれを強化し、社員力・組織力を最大化するとともに、今後、様々な施策を展開しながら人的資本経営を実践してまいります。

「人財戦略」の詳細につきましては、こちらからご参照ください。 https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news\_release/2023/231114.pdf



#### [災害時における迅速な復旧に向けて]

2023年度は、2023年8月に襲来した台風6号や2024年1月に石川県能登地方で発生した能登半島地震などの自然災害の発生により、当社の基本的使命であるエネルギーの安定供給を改めて強く認識しました。当社はいかなる状況においても、当社事業に従事する者の安全確保を最優先に、供給設備の管理・保全を徹底し、その実現に全力を注がなければなりません。災害時における迅速な復旧に向けては、日頃からの備えや訓練を行うとともに、部門や会社の枠を超えた災害対策の強化に引き続き取り組んでまいります。

当社グループは、これらの取り組みを通し、基本的使命であるエネルギーの安定供給を 実現するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、格別のご理解 とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当社グループの中期経営計画および統合報告書につきましては、こちらから ご参照ください。

おきでんグループ中期経営計画2025 https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/ir/management/plan\_2025.pdf



おきでんグループ統合報告書2023

 $https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/active/csr/new/2023/report2023\_02.pdf$ 



## (ご参考) [2024年度経営方針]

#### 事業毎の取り組みの方向性

2024年度経営方針につきましては、こちらからご参照ください。 https://www.okiden.co.jp/ir/management/management.html



#### 電気事業

#### 発電事業

- ・エネルギーの安定供給に向け、将来の電源開発計画策定、ならびに主機のみならず屋外設備を含めた設備の構築・運用・保全の在り方を追求します。
- ・燃料需給の逼迫した状況下においても発電設備の運用状況に留意しつつ、供給者の動向や近隣国 の貯炭ヤードを含めた燃料在庫管理等に細心の注意を払い、燃料の安定調達に取り組みます。
- ・2050カーボンニュートラルに向け、「火力電源のCO<sub>2</sub>排出削減」に取り組みます。 等

#### 送配電事業

- ・送配電部門においては、各部門が計画・建設・保守・運用まで、自律的・機動的に企画業務を行 うための体制を確保しつつ、全体としてのネットワーク企画機能とマネジメントを強化し、新託 送料金制度(レベニューキャップ制度)で策定した事業計画を着実に推進していきます。
- ・電力の安定供給を維持しながら適正な利益水準を確保し、今後の高経年化設備の更新や電力ネットワークの次世代化に向けて、適切かつ効率的な設備形成・設備投資を行います。
- ・認可一般送配電事業者として、行為規制遵守への対応、および内部統制の抜本的強化を行うな ど、送配電部門の中立性・信頼性を確保するとともに、更なるコンプライアンスの徹底に努めま す。
- ・離島系統における今後の再エネ大量導入に際し、発電機の出力低下に伴う非効率発電や系統周波数および電圧変動に伴う電力品質の低下へ対応するため、宮古系統では、MG(モーター・ジェネレーター)セットや蓄電池等を導入し、再エネ電源の最大限活用を図っていきます。 等

#### 小売事業

- ・収支改善に向け効率化を徹底するとともに、お客さまに選択いただける企業であり続けるべく、 共感力・提案力を高めて期待を超える価値を提供できるよう努め、販売拡大に取り組みます。
- ・行為規制への対応など関連法令・指針の遵守徹底に取り組みます。 等

#### 事業毎の取り組みの方向性(つづき)

#### グループ事業

- ・グループの潜在能力を引き上げながら、電気事業関連分野、総合エネルギー分野、域外・海外分野、建設・不動産分野、IT・イノベーション分野の5つの各事業分野において持続的な成長を目指します。
- ・CN(カーボンニュートラル)やDXへの取り組みを持続的な成長に寄与する重要な要素として、 積極的に推進します。

# 事業基盤

#### コーポレート部門

- ・事業の持続的な成長に向けて各事業部門の活動を支え、経営資源の全体最適化を図ります。
- ・仕事の質を高めつつ、既存業務の整理整頓・ゼロベースでの見直しに取り組みます。

#### 全部門横断

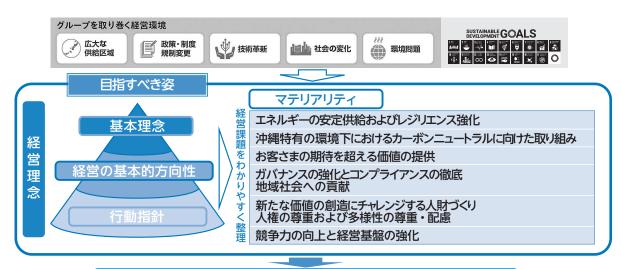
- ・「おきでん、COM」の考え方をもとに取り組みを進め、新たな価値の創造を図り、目指すべき 姿・経営目標の達成に取り組んでいきます。
- ・「人財戦略」(2023年11月策定)に基づき、多様な人財一人ひとりが能力を伸ばしながら挑戦し、 組織としてその力を最大限発揮できる施策を展開していきます。
- ・デジタル技術等を積極的に活用することでDXを推進し、労働時間の低減を図るとともに、テレワークの環境整備等により多様な働き方を推進します。 等

#### 「経営上の重要課題(マテリアリティ)]

当社は、目指すべき姿の実現に向けて、経営理念やグループビジョン、取り巻く経営環境などを踏まえた「経営上の重要課題(マテリアリティ)」を特定しております。その解決に向けて、「おきでんグループ中期経営計画2025」に基づき、持続的な企業価値向上と社会課題の解決の両立に向けた取り組みを推進しております。

マテリアリティの目標/指標につきましては、2024年度経営方針の13ページをご参照ください。 https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/ir/management/2024-manage\_all.pdf





持続的な企業価値向上と社会課題の解決の両立

#### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度は総額366億円の設備投資を行いました。主なものは次のとおりであります。

電気事業 356億円 建設業 4億円 その他 19億円 内部取引消去 △ 13億円 合計 366億円

#### ① 発電設備

		設 備 別	名称	出力
				kW
完	成	内 燃 力	牧港ガスエンジン発電所(新設)	45,000

## (注)出力が10,000kW以上の設備を記載しております。

#### ② 送電設備

電圧が132kV以上の設備を記載対象としておりますが、当連結会計年度において該当する設備はありません。

# ③ 変電設備

	名	称	電圧	増加出力
			kV	MVA
建設中	友	電 所 (増設) E 器 2 号)	132	75

<sup>(</sup>注)電圧が132kV以上の設備を記載しております。

# (4) 資金調達の状況

1	社債	発行額 償還額	100億円
2	借入金	借入額 返済額	499億円 482億円
3	コマーシャル・ペーパー	発行額 償還額	300億円 300億円

#### (5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				
	区	丞    分		第49期 2020年度		第51期 2022年度	第52期 2023年度 (当連結会計年度)
売	上	高	(百万円)	190,520	176,232	223,517	236,394
経	常和	利 益	(百万円)	11,335	2,717	△48,799	2,568
親会当	社株主に 期 純	帰属する 利 益	(百万円)	8,341	1,959	△45,457	2,391
1株	当たり当期	期純利益	(円)	153.29	36.05	△836.98	44.02
総	資	産	(百万円)	427,031	446,519	480,546	498,671

- (注) 1. 当社は、2020年6月1日付で株式1株につき1.05株の株式分割を行っておりますが、第49期(2020年度)の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
  - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期(2021年度)の期 首から適用しており、第50期(2021年度)以降に係る売上高については、当該会計基準等を適用し た後の数値となっております。

#### ② 当社の財産および損益の状況

	区	分		第49期 2020年度	第50期 2021年度	第51期 2022年度	第52期 2023年度 (当事業年度)
売	上	高	(百万円)	180,638	168,078	213,383	225,609
経	常利	益	(百万円)	8,939	500	△50,245	387
当	期 純 利	益	(百万円)	6,953	694	△45,934	1,200
1株	当たり当期純	利益	(円)	127.78	12.77	△845.76	22.11
総	資	産	(百万円)	391,496	407,311	441,260	458,330

- (注) 1. 当社は、2020年6月1日付で株式1株につき1.05株の株式分割を行っておりますが、第49期(2020年度)の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
  - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期(2021年度)の期 首から適用しており、第50期(2021年度)以降に係る売上高については、当該会計基準等を適用し た後の数値となっております。

# (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社沖電工	130	82.5	土木・建築・電気・管・電気通信工事の施工、   電力設備工事の施工および保守点検
沖電企業株式会社	43	<b>*</b> 91.9	内燃力発電設備の工事・補修および受託運転、 電気機械器具の販売および修理、総合広告代理 店、車両・物品リース、レンタル、自動車整備、 損害保険代理店
沖縄プラント工業株式会社	32	*100.0	電気機械設備の受託運転および点検・保修、電 気・機械設備工事の施工
沖縄電機工業株式会社	23	99.5	電気計器の製造・修復および検定代弁、電気設備の資機材販売、保守および工事
沖電開発株式会社	50	100.0	土地建物の管理・売買および賃貸借、水産養殖、 建設業、造園土木業
沖電グローバルシステムズ株式会社	20	100.0	コンピュータシステムの設計・構築・運用・販売、コンピュータおよび周辺機器の販売・斡旋・賃貸借等
株式会社沖縄エネテック	40	<b>%</b> 100.0	電力・ガス事業用設備の調査・設計および工事   監理、環境調査・地質調査および用地測量
沖縄新エネ開発株式会社	49	*100.0	再生可能エネルギーによる売電、再生可能エネルギーの企画立案・調査および設計、再生可能エネルギー設備の建設および保守、電力小売事業
株式会社沖設備	20	*100.0	空調設備・衛生設備・電気設備・電気温水器・ エコキュート・IH・LED照明・水処理装置 の販売および施工
F R T 株式会社	450	95.8	インターネットデータセンター事業、コンタクトセンター事業
株式会社プログレッシブエナジー	100	<b>%</b> 75.0	天然ガス・LNG (液) の販売、可倒式風力発電設備の建設および保守、自家発電システムの設置・ 運転および保守、省エネルギー支援サービス
株式会社リライアンスエナジー沖縄	100	51.6	エネルギーサービス事業、エネルギーの効率利用や環境に資する設備の販売・リース・設置・ 運転および保守

<sup>(</sup>注) ※印には子会社による持株分が含まれております。

# (7) 主要な事業内容

事	業	区	分	事    業    内    容
電	気	事	業	電気事業 (発電事業、一般送配電事業、小売電気事業)
建	部	n. X	業	建設業
₹	O,	)	他	電気事業に必要な周辺関連事業 情報通信事業 不動産業 再エネ事業 ガス供給事業 分散型電源事業 エネルギーサービス事業

## (8) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
  - a. 本店・支店および支社

	名		称			所	在	地	
本				店	浦		添		市
那	覇		支	店	那		覇		市
う	る	ま	支	店	う	る		ま	市
名	護		支	店	名		護		市
宮	古		支	店	宮	古		島	市
八	重	Щ	支	店	石		垣		市
東	京		支	社	東	京	都	港	区

# b. 主要な発電所

名	1	称			所 在	地	
牧港	火 力 発	電	所	浦	添	市	
石川	火 力 発	電	所	う	る	ま市	
具 志	川 火 力 発	電	所	う	る	ま市	
金 武	火 力 発	電	所	金	武	町	
吉の	浦 火 力 発	電	所	中	城	村	
牧港ガ	· スタービン	発 電	所	浦	添	市	
石川ガ	· ス タ ー ビ ン	発 電	所	う	る	ま市	
吉の浦っ	ァルチガスタービ	ン発電	所	中	城	村	
牧港ガ	· ス エ ン ジ ン	発 電	所	浦	添	市	
宮古	第二発	電	所	宮	古	島市	
宮古ガ	· スタービン	発 電	所	宮	古	島市	
石	垣 発 電		所	石	垣	市	
石 垣	第二発	電	所	石	垣	市	
石垣ガ	· スタービン	発電	所	石	垣	市	
久 米	島 発	電	所	久	米	島町	

# ② 重要な子会社の主要な事業所

名	本	店 所 在	地
株 式 会 社 沖 電 工	那	覇	市
沖 電 企 業 株 式 会 社	浦	添	市
沖縄プラント工業株式会社	浦	添	市
沖 縄 電 機 工 業 株 式 会 社	う	るま	市
沖 電 開 発 株 式 会 社	浦	添	市
沖電グローバルシステムズ株式会社	那	覇	市
株式会社沖縄エネテック	浦	添	市
沖縄新工ネ開発株式会社	北	谷	町
株式会社沖設備	那	覇	市
F R T 株 式 会 社	浦	添	市
株式会社プログレッシブエナジー	中	城	村
株式会社リライアンスエナジー沖縄	浦	添	市

# (9) 従業員の状況

事	業	区	分	従	業	員	数	前連結会計年度末比増減			
							名	名			
電	気	事	業	1,504				△32			
建	部	Ļ Ž	業		409			10			
そ	O.	)	他		1,166			1,166			26
合			計			3,079	)	4			

<sup>(</sup>注) 就業人員で記載しております。

# (10) 主要な借入先の状況

借入	先		借	入	金	残	高
							百万円
沖縄振興開発金	融公	庫				127,9	956
株式会社沖	縄 銀	行				12,7	782
株式会社琉	球 銀	行				3,1	.94
株式会社沖縄海	邦 銀	行				2,2	247
株式会社みず	ほ 銀	行				1,6	500
株式会社三菱U	F J 銀	行				8	300
日本生命保険相	互 会	社				7	700

# 2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 92,800,000株

(2) 発行済株式の総数 56,927,965株 (自己株式2,517,968株を含む)

(3) 株 主 数 18,833名

(4) 大 株 主

	株		主	í	Ż		持 株 数	持株比率
							千株	%
日本	本マスター	- トラス	ト信託釗	見行株式会社	土 (信託	口)	5,868	10.79
沖	縄	電力	社	員 持	株	会	3,177	5.84
沖	j	縄	県	知		事	2,828	5.20
株	式	会	社	中 縄	銀	行	2,526	4.64
株	式会社	日本カ	ストラ	ディ 銀 行	(信 託	口)	2,026	3.72
株	式	会 社	: み	ずほ	銀	行	1,342	2.47
日	本 生	命	保 隊	1 相 互	会	社	1,264	2.32
明	治 安	田生	命 保	険 相	互 会	社	1,045	1.92
株	式 会	社	沖 絹	1 海 邦	銀	行	798	1.47
三	菱 U	F J	信託	銀行株	式 会	社	796	1.46

<sup>(</sup>注) 1. 当社は自己株式を2,517,968株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役	員	区	分	株式	式 数	交付対象者数	
					株	名	
取締 役	(社 外	取締役を降	余 く)	1	,700	1	

<sup>(</sup>注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(4)②当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式を記載しております。

<sup>2.</sup> 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

# 3 会社役員の状況 (1) 取締役および監査役の状況

E	E	名	<b>3</b> _	地 位	および担当	重要な兼職の状況
大	嶺		滿	代表取締役会長		一般財団法人南西地域産業活性化セン ター会長
本	永	浩	之	代表取締役社長 社 長 執 行 役 員		
成	底	勇	人	代表取締役副社長 副社長執行役員	社長補佐、販売本部長、内部 監査室、総務部、(経営戦略 本部、グループ事業推進本 部、カーボンニュートラル推 進本部、発電本部、経理部)	
横	田		哲	代表取締役副社長 副社長執行役員	社長補佐、送配電本部長、防 災危機管理室、(DX推進担 当、資材部、東京支社)	シードおきなわ合同会社最高経営責任 者社長
上	間		淳	取 締 役 常務執行役員	経営戦略本部長、東京支社	
仲	村	直	将	取 締 役 常務執行役員	グループ事業推進本部長、経 理部、資材部	
仲	程		拓	取 締 役 常務執行役員	カーボンニュートラル推進本 部長、発電本部長	株式会社おきでんCplusC代表取締役 社長
与	儀	達	樹	取 締 役		大同火災海上保険株式会社代表取締役 社長
野	崎	聖	子	取 締 役		うむやす法律会計事務所代表 株式会社サンエー社外取締役(監査等 委員)
長	峯	豊	之	取 締 役		株式会社ANA総合研究所顧問
玉	城	絵	美	取 締 役		H 2 L 株式会社代表取締役 琉球大学工学部教授 全保連株式会社社外取締役
恩	Ш	英	樹	常任監査役	(常勤)	
古	荘	み	わ	監 査 役		古荘公認会計士事務所共同代表
菅		隆	志	監 査 役		沖縄セルラー電話株式会社代表取締役 社長
神	谷		繁	監 査 役		おきなわ経営サポート株式会社代表取 締役

- (注) 1. 上記取締役のうち、与儀達樹、野崎聖子、長峯豊之および玉城絵美の4氏は、社外取締役であります。
  - 2. 上記監査役のうち、古荘みわ、菅隆志および神谷繁の3氏は、社外監査役であります。
  - 3. 取締役本永浩之氏は、2024年4月22日に沖縄経済同友会代表幹事に就任いたしました。
  - 4. 取締役成底勇人氏は、2023年6月14日をもって沖縄新エネ開発株式会社の代表取締役社長を退任いたしました。
  - 5. 取締役与儀達樹氏は、2024年6月開催の大同火災海上保険株式会社の株主総会等において、同社の 代表取締役社長を退任し、取締役会長に就任予定であります。
  - 6. 取締役野崎聖子氏は、2024年4月1日に沖縄弁護士会会長に就任いたしました。
  - 7. 監査役菅隆志氏は、2024年6月開催の沖縄セルラー電話株式会社の株主総会等において、同社の代表取締役社長を退任し、特別顧問に就任予定であります。また、同氏は、2024年6月開催の全保連株式会社の株主総会において、同社の社外取締役に就任予定であります。
  - 8. 監査役神谷繁氏は、2023年6月10日をもって一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会の代表理事(会長)を退任いたしました。
  - 9. 監査役恩川英樹、古荘みわ、菅隆志および神谷繁の4氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・恩川英樹氏は、当社において常務取締役として経理部門を担当しておりました。
    - ・古荘みわ氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
    - ・菅隆志氏は、沖縄セルラー電話株式会社の代表取締役社長であり、企業経営者として豊富な経験、財務および会計を含む幅広い知見を有しております。
    - ・神谷繁氏は、おきなわ経営サポート株式会社の代表取締役であり、企業経営者として豊富な経験と幅 広い知識を有しております。また、中小企業診断士の資格を有しております。
  - 10. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
  - 11. 2023年6月29日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、小橋川健二氏は監査役を辞任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で規定する金額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O)契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員および会社法上の重要な使用人であります。当該保険契約により被保険者が業務に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害等を填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反を認識して行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、保険料は、当社が全額負担しております。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年9月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の見直しを決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえております。

取締役の個人別の報酬等につきましては、人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、 取締役会で決定することとしており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等につい ても、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うも のであることを取締役会として確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬については、固定報酬および業績連動型株式報酬とする。また、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとする。
- ・固定報酬については、株主総会で決議された総額(年額3億10百万円)の範囲内で会社の業績や経営内容、経営環境等を総合的に勘案し、各取締役の職責に応じた金額を設定の上、毎月現金を支給する。
- ・業績連動型株式報酬については、株主総会で決議された範囲内(3事業年度当たり 10万ポイント以内、1億50百万円以内)で事業年度ごとに各取締役の役位に応じてポイント(固定ポイントおよび変動ポイント)を付与し、退任時にそれまで付与したポイントの累積値に応じて、1ポイント当たり当社普通株式 1 株を支給する。

#### ア) 当該報酬の指標

財務目標で掲げた連結経常利益および配当の状況とする。

# イ)数の決定方法

役位に応じたポイントのうち、50%を固定ポイント、残り50%を変動ポイントとし、目標達成時を支給率100%として、50~100%の範囲で決定する。

- ・取締役(社外取締役を除く)の固定報酬および業績連動型株式報酬の報酬全体に占める支給割合は、目標達成時において、それぞれ8~9割程度、1~2割程度で、業績連動型株式報酬の5割が業績連動分となるよう設計する。
- ・取締役の個人別の報酬額(固定報酬および業績連動型株式報酬)については、透明性・公正性の観点から、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会において決定する。

#### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	金 銭 固 定 (月 額 員数	報 酬 報 酬) 報 酬) 支給額		銭     報     酬       基     動     型       報     酬       支給額	報酬等の 総 額
	名	百万円	名	百万円	百万円
取 締 役 (社外取締役を除く)	8	224	8	16	241
監 査 役 (社外監査役を除く)	2	33			33
社 外 取 締 役	6	20			20
社 外 監 査 役	5	15			15

- (注) 1. 上記には2023年6月29日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社 外取締役2名)および監査役3名(うち社外監査役2名)を含んでおります。
  - 2. 非金銭報酬として、取締役(社外取締役を除く。)に対して業績連動型株式報酬を支給しております。 当該株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、「本信託」という。)を通 じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式 を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)が本信託を通じて給付される業績 連動型株式報酬です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時 となります。
  - 3. 業績連動型株式報酬にかかる業績評価指標は、連結経常利益および配当の状況であります。当該指標を選択した理由は財務目標として掲げていることおよび株主利益との連動性をより高めることなどです。なお、当事業年度の連結経常利益は25億円となりました。配当は一株につき年間10円を予定しております。業績連動型株式報酬は、役位に応じたポイントのうち、50%を固定ポイント、残り50%を変動ポイントとし、目標達成時を支給率100%として、50~100%の範囲で決定しております。
  - 4. 取締役の報酬限度額(金銭報酬)は、2006年6月29日開催の第34回定時株主総会において年額3億 10百万円以内と決議しております。当該決議時点の取締役の員数は14名です。
  - 5. 取締役の非金銭報酬(業績連動型株式報酬)の上限は、2021年6月29日開催の第49回定時株主総会において3事業年度当たり10万ポイント以内、1億50百万円以内と決議しております。当該決議時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は8名です。
  - 6. 監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第44回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該決議時点の監査役の員数は5名です。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との 関係
  - ・取締役与儀達樹氏は、大同火災海上保険株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社との間に保険料等に係る取引関係がありますが、その取引額は同社の売上高の1%未満であります。また、当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は3.1%であります。
  - ・取締役野崎聖子氏は、うむやす法律会計事務所の代表であります。当社と同事務所と の間には特別の関係はありません。
  - ・取締役長峯豊之氏は、株式会社ANA総合研究所の顧問であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役玉城絵美氏は、H2L株式会社の代表取締役および琉球大学工学部の教授であります。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役古荘みわ氏は、古荘公認会計士事務所の共同代表であります。当社と同事務所 との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役菅隆志氏は、沖縄セルラー電話株式会社の代表取締役社長であります。当社は 同社と通信料等に係る取引関係があるほか、電気の販売に関する業務提携を行ってお りますが、それらの合計額は同社の売上高の1%未満であります。また、当社は同社 の株式を保有しておりますが、その保有割合は1.9%であります。
  - ・監査役神谷繁氏は、おきなわ経営サポート株式会社の代表取締役であります。また、同氏は、2023年6月10日まで一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会の代表理事(会長)を務めておりました。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との 関係
  - ・取締役野崎聖子氏は、株式会社サンエーの社外取締役(監査等委員)であります。当社は同社との間に商品購入等に係る取引関係がありますが、その取引額は同社の売上高の1%未満であります。また、当社は同社の株式を保有しておりますが、その保有割合は0.3%であります。
  - ・取締役玉城絵美氏は、全保連株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間に は特別の関係はありません。

#### ③ 当事業年度における主な活動状況

③ 当事業年度における主な活動状況							
	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要						
取締役 与儀達樹	当事業年度に開催された取締役会20回中19回に出席し、主に経験豊富な企業経営者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べております。特に企業経営やお客さま視点での事業活動等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された3回の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。						
取締役野崎聖子	当事業年度に開催された取締役会20回中20回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べております。特に企業ガバナンスや企業コンプライアンス等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された3回の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。						
取締役長峯豊之	2023年6月29日に取締役に就任して以降、取締役会14回中14回に出席し、主に経験豊富な企業経営者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べております。特に企業経営や事業戦略等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬委員会の委員として、2023年6月29日に取締役に就任して以降、1回の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。						

	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 玉城絵美	2023年6月29日に取締役に就任して以降、取締役会14回中13回に出席し、主に理工学を専門とする学識経験者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べております。特に企業経営や人財戦略等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事・報酬委員会の委員として、2023年6月29日に取締役に就任して以降、1回の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 古荘みわ	当事業年度に開催された取締役会20回中20回、監査役会7回中7回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、中立的・客観的な立場で発言を行っております。
監査役 菅 隆 志	2023年6月29日に監査役に就任して以降、取締役会14回中14回、監査役会4回中4回に出席し、主に経験豊富な企業経営者としての見地から、中立的・客観的な立場で発言を行っております。
監査役 神谷 繁	2023年6月29日に監査役に就任して以降、取締役会14回中14回、監査役会4回中4回に出席し、主に経験豊富な企業経営者および中小企業診断士としての専門的見地から、中立的・客観的な立場で発言を行っております。

# 4 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、同意しました。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、および会計監査人がその職務を適切に執行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。
- ② 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、会計監査人を監査役全員の同意をもって解任する。
- ③ 取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求した場合には、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定する。

# **連 結 貸 借 対 照 表** (2024年3月31日現在)

資産の	部	負債及び純資産	の部
科 目	金額	科 目	金額
	百万円		百万円
固定資産	418,660	固定負債	294,832
電気事業固定資産	320,680	社	135,000
汽 力 発 電 設 備	88,854	長 期 借 入 金	130,694
内 燃 力 発 電 設 備	34,677	リ ー ス 債 務	16,828
送 電 設 備	54,306	退職給付に係る負債	11,210
変 電 設 備	41,563	そ の 他	1,099
配 電 設 備	86,886		
業 務 設 備	12,629	流 動 負 債	85,007
その他の電気事業固定資産	1,762	1年以内に期限到来の固定負債	26,727
		短 期 借 入 金	5,221
その他の固定資産	41,282	支払手形及び買掛金	14,816
		未 払 税 金	2,204
固定資産仮勘定	22,853	そ の 他	36,037
建設仮勘定及び除却仮勘定	22,853	負 債 合 計	379,840
19 V <del>L</del> 20 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			
投資その他の資産	33,844	株主資本	111,993
長 期 投 資	9,409	資 本 金	7,586
退職給付に係る資産	4,763	資本 剰 余 金	7,278
繰 延 税 金 資 産	16,250	利益剰余金	102,522
その他	3,469	自 己 株 式	△5,393
貸 倒 引 当 金(貸方)	△48	11	4.000
\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>	00.040	その他の包括利益累計額	4,803
流動資産	80,010	その他有価証券評価差額金	3,234
現金及び預金	22,158	繰延へッジ損益	108
受取手形及び売掛金	13,912	退職給付に係る調整累計額	1,461
棚卸資産	18,132	+ + = + <u>-</u> + /	2.022
その他	25,929	非 支 配 株 主 持 分	2,033
貸 倒 引 当 金 (貸方)	△122	純 資 産 合 計	110 020
		純資産合計	118,830
合 計	498,671	合 計	498,671

連結損益計算書 (2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

費用の	部	収 益 の	部
科目	金額	科目	金額
<b>営業費用</b> 電気事業営業費用 その他事業営業費用 営業利益	百万円 <b>232,912</b> 217,429 15,483 (3,481)	営業収益 電気事業営業収益 その他事業営業収益	百万円 <b>236,394</b> 219,716 16,677
<b>営業外費用</b> 支払利息 その他	<b>2,100</b> 1,660 440	<b>営業外収益</b> 受取配当金息受取利利金 受産売却益益物品売却益 特分法による投資利益 その他	1,186 202 1 135 259 241 346
当期経常費用合計	235,012	当期経常収益合計	237,581
当期経常利益	2,568		
税金等調整前当期純利益	2,568		
法     人     税     等       法     人     税     等       法     人     税     等       法     人     税     等       据     数     額     額	<b>25</b> 1,188 △1,162		
当 期 純 利 益	2,542		
非支配株主に帰属する 当 期 純 利 益	151		
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益	2,391		

# **貸 借 対 照 表** (2024年3月31日現在)

資 産 の	部	負債及び純資産の部			
科目	金額	科目	金額		
「大きないでは、「大きない」」」。	<b>百万円 397,155</b> 333,543 89,555 35,222 1,317 57,843 43,893 92,114 13,042 6 545 7,057 1,358 20,498 20,498 20,498 20,498 0 34,698 9,090 11,454 551 10,473 3,148 △19 <b>61,175</b> 11,451 9,805 15,944 17,301 163 995 5,618 △106	「大きな   大きな   大きを   大きを	百万円 280,429 135,000 117,641 15,151 3,526 8,149 959  84,363 25,090 5,000 7,877 9,511 7,325 1,014 208 14,305 12,871 1,158 364,792  90,247 7,586 7,141 7,141 80,913 964 79,948 59,000 20,948 △5,393  3,290 3,182 108		
슬 計	458 330		458 330		
<u></u> 수 計	458,330	<u>純 資 産 合 計</u> 合 計	93,538 458,330		

損 益 計 算 書 (2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

	(2027 47 3 )	• - ,,	
費用の	部	収益の	部
科目	金額	科    目	金額
関する 関連	百万円 224,581 220,866 103,176 25,793 156 40,269 6,824 4,189 17,409 6,555 20 8 11,893 2,898 1,685 △16	<b>營業</b> 収 益業 収 益業 収 営灯力 電収 ガカ売 電電 社 販送事業 位託電 気	百万円 <b>225,609</b> 221,815 69,051 100,747 12,322 8,247 31,446
附 帯 事 業 営 業 費 用 ガス供給事業営業費用 その他附帯事業営業費用 営 業 利 益	3,715 3,643 71 (1,027)	附 帯 事 業 営 業 収 益 ガス供給事業営業収益 その他附帯事業営業収益	3,794 3,650 143
<b>営費</b> 用 <b>費</b> 用費財財支大費期支社費事更財支費財支費財支費財支費財力費財力費財力費財力力財力力財力力財力力財力力財力力財力力財力力財力力財力力財力力財力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力対力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力力 <td>1,752 1,624 1,597 26 127 8 119</td> <td><b>営外外以心心以</b>配利<b>以</b>配利<b>以</b>配利<b>以</b>更元<b>以</b>力定<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以</b>表元<b>以以</b></td> <td>1,111 606 578 27 505 98 241 165</td>	1,752 1,624 1,597 26 127 8 119	<b>営外外以心心以</b> 配利 <b>以</b> 配利 <b>以</b> 配利 <b>以</b> 更元 <b>以</b> 力定 <b>以</b> 表元 <b>以以</b>	1,111 606 578 27 505 98 241 165
当期 経常 常利 利 合 計 益 益 等 期 税 人 人 税 等 等 額 法 人 税 等 新 和 和 和 和 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	226,334 387 387 △813 115 △929 1,200	当期経常収益合計	226,721

# 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

沖縄電力株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 那覇事務所

指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 野 澤 啓

公認会計士 濵 村 正 治

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、沖縄電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事 実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項につい て報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

沖縄電力株式会社

取締役会御中

#### 有限責任監査法人トーマツ 那覇事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 野 澤 啓

公認会計士 濵 村 正 治

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、沖縄電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事 実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項につい て報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

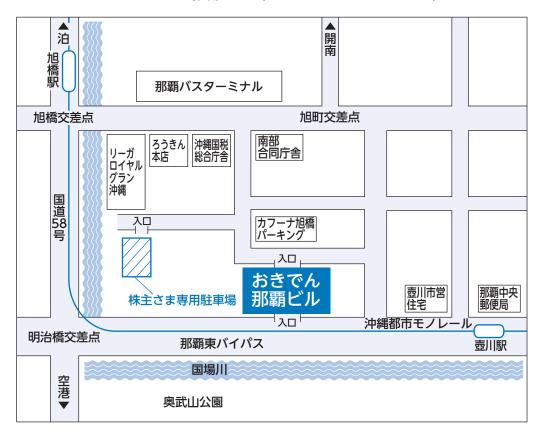
# 2024年5月16日

沖縄電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 恩 Ш 英樹印 監 査 役(社外監査役) 荘 み わ印 古 監 査 役(社外監査役) 菅 志印 隆 監 査 役(社外監査役) 神 繁印 谷

# 株主総会会場のご案内

会 場 那覇市旭町 1 1 4 番地 4 おきでん那覇ビル (おきでんふれあいホール)



当日は、株主さま専用駐車場を設けますが、台数に限りがございますので、 できるだけモノレール、バス等の交通機関をご利用願います。